都道府県
 保健所設置市
 衛生主管部(局) 御中

 特別区

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医薬 · 生活衛生局檢疫所業務課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の外国船籍国際クルーズ 船に係る対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがと うございます。

外国船籍国際クルーズ船の受け入れに当たっての基本的考え方については「外国 船籍国際クルーズ船の運航再開に係る自治体における対応について」(令和5年2月 27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局検 疫所業務課事務連絡。令和5年3月1日最終改正。以下「クルーズ船事務連絡」と いう。)においてお示ししてきたところです。

また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、感染症の予防及び感染 症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」 という。)第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7 日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、 これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなりました。

クルーズ船事務連絡においては、「この位置づけの変更に伴うクルーズ船を受け入 れる際の対応の変更については、追ってお示しする。」とお示ししていたところ、新 型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更により、令和5年5月8日 以降、クルーズ船事務連絡は廃止され、今後のクルーズ船に係る新型コロナウイル ス感染症への対応については、各クルーズ船社において「国際クルーズ運航のため の感染拡大予防ガイドライン (第3版)」(令和5年5月1日日本国際クルーズ協議 会公表。別添)を踏まえて対応することとなりますので、その旨ご了知いただくと ともに、関係各所に周知いただくようお願いします。